平成２９年（フ）第９０８号
大阪府八尾市萱振町３丁目116番地の１
カーサ・フェリス103号
債務者　戎本　真弓（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４０号
大阪市都島区高倉町３丁目11番25号　スパジオ高倉　401号
債務者　藤川　賢一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９６７号
大阪市大正区鶴町４丁目７番12号
債務者　伊敷　祐子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１６号
大阪市東住吉区針中野２丁目11番15号　メゾン中野501号
債務者　菅　ゆかり
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５号
北海道滝川市中島町５丁目９番26号
債務者　浦川しのぶ
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
千葉県野田市三ツ堀433番地の45
債務者　大川まひ子（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３号
千葉県柏市北柏５丁目２番地16　ジュネパレス柏第76―201号
債務者　杉本　正英
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９２号
千葉県松戸市中金杉２丁目15番地の２　ＭＢＳハイツ北小金206号
債務者　山口　　翔
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２６号
山口県宇部市大字中野開作250番地１プレザントガーデンＢ棟103号、従前の住所山口県宇部市大字東須恵918番地59ホワイトハイツ202号
債務者　小野　義紀
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２７号
山口県宇部市山門５丁目８番１―103号、従前の住所山口県宇部市大字西万倉1701番地３
債務者　原田　忠治
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１８号
香川県高松市香西本町754番地35　フレインリバーサイドＢ館201号
債務者　平山　竜二
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５０号
沖縄県那覇市字識名1312番地４　メゾン城Ｂ―203
債務者　親富祖さやか（旧姓友寄）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９号
京都府亀岡市篠町馬堀広道１番地２、前住所滋賀県蒲生郡日野町村井１丁目１番地　ハイツにしむら３号
債務者　池田真美子（旧姓大倉）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1139番地１
橋口アパート102号
債務者　松原　光子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
青森県八戸市大字尻内町字笹ノ沢22番地２
債務者　山下　　徹
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
青森県八戸市柏崎１丁目１番８号　エトワール八戸第二―211、前住所青森県八戸市大字鮫町字古馬屋23番地616
債務者　川崎　桂介
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係